

東京日本語教育センター施設の一時利用に関する細則を次のように定める。

平成21年3月30日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 梶山千里

東京日本語教育センター施設の一時利用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、日本語教育センターに関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第27号）第13条第1項に基づき、独立行政法人日本学生支援機構東京日本語教育センター（以下「センター」という。）が保有する施設の一時利用（以下「利用」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(利用施設)

第2条 利用施設（付帯設備を含む。以下「施設」という。）は以下のとおりとする。

施設名	面積
6番教室・7番教室・8番教室・9番教室	各 35 m ²
学生ホール（片面の利用可）	全面 229 m ² 片面 114 m ²

(利用期間及び時間)

第3条 施設の利用期間及び時間は以下のとおりとする。

施設	期間	時間
6番教室	通年（12月29日から1月3日を除く。）	下記以外の日 午後3時から午後8時まで 独立行政法人日本学生支援機構東京日本語教育センター学則第8条第1項に定める休業日（以下「休業日」という。） 午前9時から午後8時まで
7番教室 8番教室 9番教室	4月1日から9月30日まで （休業日を除く。）	午後3時から午後8時まで
学生ホール	通年（12月29日から1月3日を除く。）	午前9時から午後9時まで

備考 各施設ともセンターの教育活動やセンターに在学する学生（以下「在学生」という。）の活動で使用される日は利用不可。

（団体登録）

第4条 施設を利用しようとする団体は、事前に団体登録を行い、センターから貸出施設利用団体登録証（以下「登録証」という。）の発行を受けなければならない。

（利用の申込み及び利用許可）

第5条 前条により登録証の発行を受けた団体は、第2条に定める施設の利用を希望する場合、別に定める方法により、センター長に申請し、利用の許可を受けるものとする。

（利用の制限）

第6条 センター長は、施設を利用しようとする団体が次の各号のいずれかに該当する場合、施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 特定の政党又はその他の政治団体及び宗教団体であるとき。
- (2) 宗教的又は政治的な活動を行うことを目的とすると認められるとき。
- (3) 違法又は不当な行為を行うと認められるとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある行為を行うと認められるとき。
- (5) 専ら営利を目的とする行為を行うと認められるとき。
- (6) 十分な事故防止・安全体制がなされていないと認められるとき。
- (7) その他センターの管理・運営に重大な支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第7条 センター長は、第5条により利用の許可を受けた団体（以下「利用団体」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合、利用を中止させる又は利用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請時に提出した書類に記載した利用目的以外の目的に利用することが明らかになったとき。
- (2) 申請時に提出した書類に虚偽の記載事項が発見されたとき。
- (3) 別に定める施設貸出利用案内に違反することが明らかになったとき。
- (4) その他センターの管理・運営上不適当であると認められるとき。

（弁償）

第8条 利用団体は、故意又は重大な過失により、施設を損傷又は紛失した場合、これによって生じた損害を弁償しなければならない。

（利用料）

第9条 利用団体は、別に定める期限内に、別表1及び別表2に掲げる施設及び付帯設備利用料（以下「利用料」という。）をセンターに支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用団体が、在学生を主たる参加対象とする活動を行うことを目的として施設を利用する場合、センター長は、利用料の全額免除をすることができる。

（利用料の払戻し等）

第10条 すでに利用料を支払った利用団体が、自己の都合で許可を受けた施設の利用を取り止める場合、別に定める手続きを行うことにより、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用料の払戻しを受けることができる。

(1) 利用予定日の5日前（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。次号において同じ。）を除く。）までにセンターに取り止めの申し出をした場合 利用料の全額

(2) 利用予定日の4日前から利用予定日の前日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始を除く。）までの間にセンターに取り止めの申し出をした場合 利用料の半額

2 センター長は、すでに利用料を支払った利用団体が、利用予定日当日に、施設の利用の取り止めにセンターに連絡したときは、利用料の払戻しを行わない。

（団体登録の取消し）

第11条 第7条により利用許可の取消しを受けた団体は、登録証を返還しなければならない。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年細則第3号）

この細則は、平成22年3月8日から施行する。ただし、7番教室、8番教室及び9番教室の利用に係る第2条、第3条及び別表1の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第6号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年細則第2号）

この細則は、平成30年3月14日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年細則第5号）

この細則は、令和元年9月20日から施行する。

別表 1 (施設利用料)

施設	利用時間	1時間当たりの利用料 (円, 税抜)	
		一般料金	割引料金
6 番教室	休業日以外 午後 3 時から 午後 8 時まで 休業日 午前 9 時から午後 8 時まで	190	93
7 番教室 8 番教室 9 番教室	午後 3 時から午後 8 時まで	190	93
学生ホール	午前 9 時から午後 9 時まで	1,380 (全面) 690 (片面)	690 (全面) 343 (片面)

別表 2 (付帯設備利用料)

施設	付帯設備	1回当たりの利用料 (円, 税抜)	
		一般料金	割引料金
学生ホール	マイク	190/1 本	93/1 本

備考:

- 「割引料金」は、外国人留学生数の参加者総数に占める割合が2分の1以上である活動を行うことを目的として施設を利用する場合（第9条第2項に該当する場合を除く。）又は地域自治会の団体として登録された団体が施設を利用する場合に適用する。
- 1,000円以上の入場料その他これに類する料金を徴収する場合、利用料は一般料金の1.5倍とする。この場合、第9条第2項に該当する全額免除及び割引料金は適用しないものとする。
- 付帯設備利用料については、利用する日の午前9時から午後9時までの連続する利用時間をもって1回とし、1回の限度は1日とする。